

大阪府警察術科指導者選考委員会設置要綱の制定について

平成28年12月5日
例規（教）第112号

この度、別記のとおり大阪府警察術科指導者選考委員会設置要綱を定め、平成28年12月5日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「大阪府警察術科指導者選考委員会設置要綱の制定について」（平成26年12月19日一般（教）第720号）は、廃止する。

別記

大阪府警察術科指導者選考委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に大阪府警察術科指導者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、大阪府警察組織規程（平成6年訓令第41号）第46条に規定する上席教師、教師及び助教の職の任用及び昇格に係る選考（以下単に「選考」という。）を行うことを任務とする。

第3 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は警務部長を、副委員長は警務課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 教養課長
 - (2) 警務課次長
 - (3) 教養課次長
 - (4) 警務課調査官（人事総括担当）
 - (5) 教養課術科指導室長

第4 選考の実施等

- 1 選考の対象者は、別表に定めるとおりとする。
- 2 選考に当たっては、論文考査及び口述考査（以下「選考考査」という。）を実施するものとする。
- 3 委員会は、前記2の選考考査の結果及び対象者の勤務成績を総合的に勘案し、選考の合格者を決定するものとする。
- 4 委員長は、前記3により合格者を決定したときは、合格者の氏名、職名等を当該合格者の属する所属の長に通知するものとする。

第5 庶務

委員会の庶務は、教養課において行う。